

声明

パレスチナ人民に連帯し、イスラエルによるガザ侵略に抗議する声明

われわれ日本国際法律家協会は、日本国憲法の国民主権、平和主義、人権尊重の理念に従い、国際連合憲章の主権の平等、武力行使および武力による威嚇の禁止、平和と人間の尊厳の希求の理念に共感して1957年に設立された法律家および市民の市民団体であるが、平和と人間の尊厳を求めるパレスチナ人民に連帯し、本年7月8日以来、イスラエル政府がおこなった下記の行動を強く糾弾することを表明する。

報道によれば、本年7月8日に、イスラエル軍は、パレスチナのガザ地区に対して空爆を開始して以来、7月13日には地上戦に拡大し、国連が運営する病院や児童生徒が多数現在する学校に対してまで攻撃を加えて、子ども400人を含む2000人を超えるガザ住民を殺戮し、子ども2200人を含む10000人を超える負傷者を出した。さらに、イスラエル軍の攻撃は、水道や発電所などの社会的インフラストラクチャーや食品工場にまで及び、ガザ住民の生存基盤そのものを根こそぎ破壊している。

このような事態に対して、国連人権高等弁務官のナヴィ・ピレイは、イスラエル軍による攻撃が人道に対する犯罪にあたりと指摘し、国連安保理事会でも、即時の停戦を求める議長声明が表明されている。さらに、本年7月23日の国連人権理事会決議「東エルサレムを含むパレスチナ被占領地域における国際法の遵守を確保する」(S-21/1)に基づき、国際刑事法の専門家として令名が高いウィリアム・シャバスを座長とする3名による調査委員会が、8月11日に指名された。

また、アメリカの民主的な法律家団体であるナショナル・ロイヤーズ・ギルドは、CCR, IADL およびAAJなどと共同して、国際刑事裁判所検察官ファトゥ・ベンスーダに対し、ローマ規程15条に基づく職権による国際犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪など）の調査を開始するように要請する文書を提出した。さらに、エジプトでは、イスラエル政府とパレスチナ政府による停戦協議が継続されている。

われわれは、平和への権利を是認する立場から、難民の帰還権の実現、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区におけるイスラエルによる占領の完全終結、パレスチナ独立国家の樹立に向けてのパレスチナにおける根本的な問題解決を求め、かつ、当面の問題としても、イスラエルによるガザ地区に対する攻撃の即時停止、ガザ住民の移動や物資の搬送を著しく阻害している封鎖・包囲の解除、民間人および非軍事施設への攻撃から生じた被害に対する全面的な賠償と責任者の処罰を求め、再び武力による攻撃も武力による威嚇もおこなわれないように、国際社会の監視と関与を強く求める。

2014年8月23日

日本国際法律家協会

会 長 大熊政一
事務局長 宮坂 浩